

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程 (三年課程)	看護学科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>学校運営の円滑化及び適正化を図るために学校運営会議を設ける。 審議事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校の規程の制定改廃 二 学校の予算の執行計画 三 教育課程の編成に関する事項 四 各年度の教育計画に関する事項 五 学校の講師・実習施設の選定に関する事項 六 学生募集及び入学に関する事項 七 学生の単位・卒業認定に関する事項 八 学生の休学、復学、退学に関する事項 九 転入学者の既習単位等の認定に関する事項 十 学生の就職に関する事項 十一 学校運営の評価に関する事項 十二 学校の施設整備に関する事項 十三 その他学校の運営に関し重要と認める事項 <p>学校運営の円滑化を図るために、学則に基づき学校運営会議を設置している。また、会議に多様な意見を反映させるために複数の外部委員を任命し、外部委員の自らの経験を活かして社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させることで、更なる学校運営の適正化が図られると期待する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院 看護部長	2021. 4. 1 ～ 2023. 3. 31	実習施設の看護部長
病院 専任実習指導教員	2020. 4. 1 ～ 2022. 3. 31	母性看護学の実習指導 母性看護学の講師
(備考) 学校長の委嘱する講師、独立行政法人国立病院機構他施設の者については学校長が必要と認めた時に会議構成員として加える。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>カリキュラムの実施状況については、各科目の内容、方法、進度について学科委員会、実習委員会で毎月、評価・検討している。各授業が終わる毎に実施する学生の授業評価、テキストの改定内容や国家試験出題基準をふまえた検討を行い、次年度のシラバス、実習要綱を改定する。</p> <p>シラバスには、科目名、単位数、担当講師名、履修時期、授業目標、授業内容、評価方法、教科書・参考図書を記載する。実習要綱には科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習場所、評価基準を記載する。</p> <p>学生便覧に成績評価基準(優:80点以上、良:70~79点、可:60~69点、不可60点未満)を記載する。</p> <p>学生便覧・シラバス・実習要綱は毎年1冊の冊子とし、新年度4月に学生に配布する。学年担任は配布時に概要について説明する。</p>	
授業計画書の公表方法	https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p><u>授業科目の評価</u></p> <p>授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験、技術試験、課題提出、レポート等の評価方法および点数配分をシラバスに掲載している。</p> <p>実技試験については、あらかじめ評価基準を設け、学生に説明を行っている。実技試験の結果は、評価会で検討し客観的かつ公平に評価を行っている。</p> <p>実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載し、臨床における実習指導者、当該実習場所の看護管理者、実習担当教員で客観的な評価を行っている。</p> <p><u>単位の認定・卒業</u></p> <p>単位の認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則・履修規程に掲載している。9月・3月の学校運営会議で単位認定を行い、単位の履修状況について学生に通知している。</p> <p>卒業は学則・学則細則に卒業の要件、判定について定め、2月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。</p>	

(単位の認定)

第15条 授業科目の評価において合格した者は、運営会議の議を得て単位の認定がされる。

2 単位修得認定は、単位制と進級制を併用して認定する。

3 進級はつぎの進級基準に基づき決定する。

一 各学年において、次の授業科目の履修認定を受けなければ進級を認めない。

1 学年 基礎分野 1 1 単位
 専門基礎分野 1 2 単位
 専門分野 1 5 単位 (臨地実習 1 単位含む)

2 学年 1 学年次及び 2 学年次に計画された習得すべき授業科目のすべての単位

二 出席日数が各学年の出席日数の3分の2を超えていること。

4 進級にかかる措置として、次の各号に該当する場合は仮進級、または原級にとどまる措置を講ずるものとする。

一 当該年度に実施した試験科目の不合格がある場合

二 当該年度の再実習が3箇所以上にわたる場合

三 補習実習期間が当該年度を越える場合

5 仮進級になった学生は、補足をし、不合格科目についての試験にすべて合格しなければならない。

6 前項第二、三号に該当する場合は原級にとどまる。

(卒業の認定)

第13条 学則第25条による卒業の認定にあたっては本校の教育課程を修了したもので、次の各号に該当する者に対して認定する。

一 本学校の定める授業科目、単位数(時間数)を修得した者

二 授業科目(学科目、臨地実習)各々の単位の認定された者

三 修業年限3年、または在学年限内の者

四 出席時数が授業時数の3分の2以上の者

2 学則第25条第1項に該当しなかった者については、卒業の延期の措置を講ずることがある。

3 卒業時期は各学期単位とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、100点満点で点数化し50点未満、50点以上～60点未満、60点以上～70点未満、70点以上～80点未満、80点以上～90点未満、90点以上～100点未満、100点を指標の数値とし、各指標数値の中に該当する学生の人数を示した。

下位1/4に該当する人数8人、及び、下位1/4に該当する指標数値 78.0点以下を示した。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

次に示す卒業時の到達目標に掲げた方針に従って教育し、卒業認定は本校の学則細則第13条に基づき学校運営会議で審議し行われる。

(卒業時の到達目標)

1. 看護は生命の尊厳と人間尊重を基盤として成り立つことを理解し、看護観を形成する。
2. 自己理解・他者理解を通して、人間関係を発展させることができる。
3. 地域の人々の保健・医療・福祉のニーズに対応した看護ができる。
4. 看護の問題解決能力を身につけることができる。
5. 看護研究の意義、必要性を理解し、看護に活用できる。
6. 物事を主体的に考え、自律して行動できる。

(卒業の認定)

第13条 学則第25条による卒業の認定にあたっては本校の教育課程を修了したもので、次の各号に該当する者に対して認定する。

- 一 本学校の定める授業科目、単位数(時間数)を修得した者
 - 二 授業科目(学科目、臨地実習)各々の単位の認定された者
 - 三 修業年限3年、または在学年限内の者
 - 四 出席時数が授業時数の3分の2以上の者
- 2 学則第25条第1項に該当しなかった者については、卒業の延期の措置を講ずることがある。
 - 3 卒業時期は各学期単位とする。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 楠岡 英雄

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf
財産目録	
事業報告書	https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf
監事による監査報告（書）	https://nho.hosp.go.jp/files/000136171.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼 夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,000/97 単位時間/単位	1845 単位時間 /71単位	120 単位時間 /3単位	1035 単位時間 /23単位	0 単位時間 /0単位	0 単位時間 /0単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		118人	0人	9人	84人	93人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） カリキュラムの実施状況については、各科目の内容、方法、進度について学科委員会、実習委員会で毎月、評価・検討している。各授業の終了毎に実施する学生の授業評価、テキストの改定内容や国家試験出題基準をふまえて検討を行い、次年度のシラバス、実習要綱を改定する。
成績評価の基準・方法
（概要） 授業科目の評価 授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験、技術試験、課題提出、レポート等の評価方法および点数配分をシラバスに掲載している。 実技試験については、あらかじめ評価基準を設け、学生に説明を行っている。実技試験の結果は、評価会で検討し客観的かつ公平に評価を行っている。 実習においては、実習評価表に評価項目および評価基準を記載し、臨床における実習指導者、当該実習場所の看護管理者、実習担当教員で客観的な評価を行っている。

単位の認定・卒業

単位の認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則・履修規程を掲載している。9月・3月の学校運営会議で単位認定を行い、単位の履修状況について学生に通知している。

卒業は学則・学則細則に卒業の要件、判定について定め、2月の学校運営会議において卒業の認定を行っている。

卒業・進級の認定基準

(概要)

(単位の認定)

第15条 授業科目の評価において合格した者は、運営会議の議を得て単位の認定がされる。

2 単位修得認定は、単位制と進級制を併用して認定する。

3 進級はつぎの進級基準に基づき決定する。

一 各学年において、次の授業科目の履修認定を受けなければ進級を認めない。

1 学年 基礎分野 11単位

専門基礎分野 12単位

専門分野 15単位 (臨地実習1単位含む)

2 学年 1学年次及び2学年次に計画された習得すべき授業科目のすべての単位

二 出席日数が各学年の出席日数の3分の2を超えていること。

4 進級にかかる措置として、次の各号に該当する場合は仮進級、または原級にとどまる措置を講ずるものとする。

一 当該年度に実施した試験科目の不合格がある場合

二 当該年度の再実習が3箇所以上にわたる場合

三 補習実習期間が当該年度を越える場合

5 仮進級になった学生は、補足をし、不合格科目についての試験にすべて合格しなければならない。

6 前項第二、三号に該当する場合は原級にとどまる。

(卒業の認定)

第13条 学則第25条による卒業の認定にあたっては本校の教育課程を修了したもので、次の各号に該当する者に対して認定する。

一 本学校の定める授業科目、単位数(時間数)を修得した者

二 授業科目(学科目、臨地実習)各々の単位の認定された者

三 修業年限3年、または在学年限内の者

四 出席時数が授業時数の3分の2以上の者

2 学則第25条第1項に該当しなかった者については、卒業の延期の措置を講ずることがある。

3 卒業時期は各学期単位とする。

学修支援等

(概要)

- ・入学時の新入生ガイダンス、全学生に担当教員による面接及び進路相談の実施
- ・1年次からチューター制による成績低迷者、希望者に対する学習支援
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを週2回実施(希望者)

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
30人 (100%)	0人 (0%)	29人 (97%)	1人 (3%)
(主な就職、業界等) 看護師（国立病院機構 公的病院等）			
(就職指導内容) ・2年次より就職ガイダンスを行い、個別面談にて進路相談を実施している。 ・3年次は就職ガイダンス、個別面談、病院やインターンシップ等の案内を行っている。 ・各病院からの募集要項を学生が閲覧しやすいロビーにコーナーを設け設置している。 ・就職に関する相談を適宜実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
103人	5人	4.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・成績低迷者に対する学習支援 ・担当教員による個別面談、学科・実習担当者による個別学習支援 ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを週2回実施（希望者）		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	450,000 円	10,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>①教員による自己点検自己評価 (教育理念、教育目的 教育目標 教育課程経営 教授・学習・評価過程 経営・経営管理過程 入学 卒業・就職・進学 地域社会、国際交流 研究) 結果について、前年度と比較分析する。</p> <p>②学生による学校評価 (教育方針 教育内容 方法 授業計画との整合性 教材 図書 個別指導体制 管理運営) 結果について、前年度と比較検討する。</p> <p>③国立病院機構附属看護師養成所間で相互評価を実施する (1回/3年)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～③について、学校関係者評価委員会に報告し、評価を受けた結果を学校運営に活用する。 ・学校関係者評価委員会を次の区分から学校長が委嘱する委員により構成し、毎年1回以上委員会を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地元企業・関連業界関係者 (2) 高等学校関係者 (3) 保護者 (4) 卒業生 (5) 教育に関する有識者 (6) 看護管理者 (7) その他学校長が必要と認めるもの ・委員会での評価結果は、報告書としてまとめ、学校運営会議にて報告後、ホームページで公表する。 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
県立看護大学 教授	2020.4.1 ～2022.3.31	教育に関する有識者
病院 看護部長	2020.4.1 ～2022.3.31	看護管理者
同窓会 学校非常勤職員	2020.4.1 ～2022.3.31	卒業生 元看護部長 教育に関する有識者

市 健康福祉部 健康医療政策課	2020.4.1 ~2022.3.31	地元企業・関連業界関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hamada.hosp.go.jp/kango/index_00001.html
--